

リサイクル推進室

1. プラスチック資源循環法について

(1) 法の概要について

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、政府としても、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）を策定し、3R+Renewableを基本原則とするとともに、①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること、②2025年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること、③2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルすること、④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効利用すること、⑤2030年までにプラスチックの再生利用を倍増すること、⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することという、野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

このような状況を踏まえ、第204回国会において「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が成立し、令和4年4月1日に施行された。プラスチック資源循環法では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R+Renewableの原則に則り、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の取組を進めることとしており、具体的には、次の措置を盛り込んでいる。

- ①「設計・製造」段階において、環境配慮設計に関する指針を策定し、特に優れた製品設計を国が認定すること。
- ②「販売・提供」段階において、スプーンやストローなどの使い捨てプラスチックを提供する小売・サービス事業者等にリデュースの取組を求めること。
- ③「排出・回収・リサイクル」段階において、家庭や事業所から排出されるプラスチック資源を回収・リサイクルしていくこと。

プラスチックに係る資源循環の実現に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要

である。このため、プラスチック資源循環法においては、関係主体の役割を示しており、

- 市区町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと（プラスチック資源循環法第6条第1項）、
- 都道府県は、市区町村に対し、法第6条第1項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならないこと、
- 都道府県及び市区町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと

等を定めている。

国としても、プラスチック資源循環法に基づく取組が円滑に進むよう、今年度から特別交付税措置を講じることとしたほか（下記（2）1. ②及び（2）2. ②参照）、今年度も、昨年度に引き続き、先進的なモデル形成に取り組む地方公共団体を対象に、プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業を実施することとしている。現在、今年度事業の公募を行っているところであり（受付期間：～令和4年6月30日（木）17時）、活用をご検討いただきたい。

都道府県にあつては、こうしたことも踏まえ、管下の市区町村において下記（2）の取組が円滑・積極的に行われるよう、広域的な体制整備の調整等も含め、特段の取組をお願いしたい。

プラスチック資源循環法の施行に当たり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について」（環循総発第2204016号令和4年4月1日環境省環境再生・資源循環局長通知）を发出しているため、御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/enforcement_notice.pdf

（2）市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化

プラスチック資源循環法において、市区町村は、従前の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づくプラスチック容器包装廃棄物（以下「容器包装」という。）のみならず、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品」という。）も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしている。市区町村は、その区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準を策定するよう努めなければならないこととし（プラスチック資源循環法第31条）、市区町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化に当たっては、①容器包装リサイクル法に規定する指定法人へ委託する方法（プラスチック資源循環法第32条）又は②再商品化計画を作成し、国の認定を受ける方法（プラスチック資源循環法第33条）が予定されている。

1. 容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法

市区町村は、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集物の再商品化を、容器包装リサイクル法第21条第1項に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容器包装リサイクル協会」という。））に委託することができる。

① 分別収集物の基準

容器包装リサイクル協会に委託する場合、市区町村は、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」（令和4年環境省令第1号）の分別収集物の基準に適合するものの再商品化を委託できる。

当該基準については、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室）

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/bunbetsu.pdf>

を公表しているため、御参照いただきたい。

② 特別交付税措置等

プラスチック資源循環法では、容器包装リサイクル法に変更を加えておらず、このため、分別収集物に含まれる容器包装については、容器包装リサイクル法に基づき同法の特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。

「令和4年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和4年1月24日総務省自治財政局財政課）のとおり、市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費（容器包装リサイクル法対応分の経費を除く。）について、特別交付税措置を講ずる。

具体的な算定要領は調整中であるが、経費の算定のために使用する一律の単価（円/t）を設定することを予定しており、各市区町村の製品の量に当該標準価格に乗じた額について特別交付税措置を講ずることとしている。

当該標準価格の算定のため、既に製品の分別収集又は再商品化を実施している市区町村に対して、7月～8月を目途に調査を実施する予定。

具体的な標準価格については、秋頃公表予定。

③ 容器包装リサイクル協会への引渡しに関する留意事項

プラスチック資源循環法第32条に基づき容器包装と製品とが一体となった分別収集物の再商品化を容器包装リサイクル協会に委託する場合、以下のとおり従来の容器包装リサイクル法に基づく容器包装の引渡しと異なる手続きがあるため、御留意願いたい。

- ・単価の決定について

再商品化事業者は、容器包装又は製品のそれぞれの単価に分けて入札を行う。落札決定においては、トータルの単価を基に決定する。

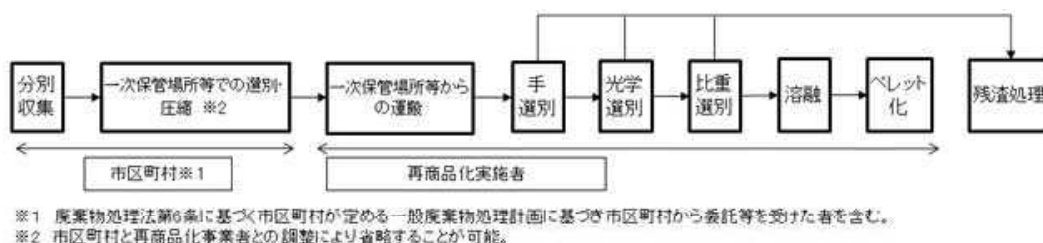
- ・ベール品質調査による比率の算出及び処理費用の計算について

容器包装と製品の比率の決定は、ベール品質調査において行う。容器包装又は製品それぞれの重量を算出し、それぞれの単価を乗じて処理費用を計算する。

2. 認定再商品化計画に基づく再商品化を行う方法

市区町村は、単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別・圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することができる。

<材料リサイクルの場合のイメージ>



再商品化計画に記載すべき事項、申請手続、認定基準、認定後に必要な措置の詳細について、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」（令和4年3月）を御参照いただきたい。

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/saisyuhinka.pdf>

① 再商品化計画認定制度の趣旨について

一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市区町村の役割が極めて重要である。認定再商品化計画に基づく分別収集・再商品化については、引き続き市区町村が統括的な責任を有するものであり、市区町村は、再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じるとともに、計画に沿った再商品化が実施されるよう管理する必要がある。

再商品化に必要な行為の委託先の選定に当たっては、市区町村は、分別排出に協力いただく住民の理解を得られるよう顔の見える連携協力体制とし、「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」（令和4年経済産業省・環境省告示第2号）に規定する「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』を実現するとともに、2050年カーボンニュートラルを実現」に資する取組とするため、再商品化工程全体の温室効果ガ

ス排出量の低減に繋がるように配慮して委託先を選定すること。

② 特別交付税措置等について

認定再商品化計画に記載された容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物とみなして容器包装リサイクル法の規定を適用することとされており（プラスチック資源循環法第 35 条）、このため、分別基準適合物とみなされた容器包装については、容器包装リサイクル法に規定する特定事業者がその再商品化に係る義務を引き続き有する一方、これに該当しない製品の再商品化については、市区町村がその処理責任を有する。

「令和 4 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和 4 年 1 月 24 日総務省自治財政局財政課）のとおり、市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費（容器包装リサイクル法対応分の経費を除く。）について、特別交付税措置を講ずる。

その算定については、上記 1. ②参照。

③ 分別収集物の品質調査（組成調査）

分別収集物に容器包装が含まれる場合、認定市区町村は、再商品化事業者の協力を得て品質調査（組成調査）を行い、分別収集物に含まれる容器包装、製品、異物の比率を算出する。

品質調査は年度上期に一回を目安に実施し、当該品質調査の結果は、次年度当初の処理費用の計算から適用される。なお、初年度は認定再商品化計画実施前に行った品質調査の結果を適用するが、計画実施前に品質調査を実施することができない場合は、計画実施直後に品質調査を実施し、その結果を速やかに反映させることとなる。

3. あわせ産廃処理について

プラスチック資源循環法第 32 条又は第 33 条における分別収集・再商品化について、廃棄物処理法第 11 条第 2 項に基づき市区町村の事務として処理を行うプラスチック使用製品産業廃棄物を分別収集物に含めることを可能としている。

1. 及び 2. の手続中の扱い等詳細は環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室までお問い合わせいただきたい。

4. 循環型社会形成推進交付金について

「循環型社会形成推進交付金交付要綱について」（環循適発第 22033113 号令和 4 年 3 月 31 日環境事務次官通知）等のとおり、循環型社会形成推進交付金交付要綱等を改正。プラスチック使用製品廃棄物（容器包装及び製品の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化の実施を交付対象の要件に追加した。ただし、令和 3 年 3 月 31 日までに環境省に申請された地域計画の期間の末日から 1 年後までは、当該要件は適用されない。

(3) プラスチック使用製品設計指針について

プラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する環境配慮設計に関する指針を国が定め、プラスチック使用製品製造事業者等は本指針に即してプラスチック使用製品を設計するよう努めなければならないこととした。

また、本指針に則した製品の設計のうち、特に優れた設計の製品について国の認定を受けることができることとした。認定された設計の製品は、グリーン購入法の率先調達への推進が促進されるよう配慮されることとなっている。地方公共団体におかれても、グリーン購入法に定める方針を作成する場合には、国に準じて、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう、十分に配慮いただきたい。

(4) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化について

プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、特定プラスチック使用製品の提供事業者（下図参照）が取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めた。判断の基準においては、自ら使用の合理化に関する目標を設定し、当該目標の達成のために取組（有料化、ポイント等の還元、意思確認の徹底、代替素材への転換等）を実施すること等を定めている。

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊業：ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる。

(5) 製造事業者等の自主回収・再資源化について

製造・販売事業者の自主回収・再資源化計画を国が認定した場合に個々の自治体での廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設けた。

自主回収・再資源化事業計画の対象については、自社製品と合わせて再資源化

を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含むこととしており、他社の同種製品も対象となり得る。

申請手続の詳細については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き」（令和4年3月）を御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/recycle/Jishukaishu_JigyokeikakuNintei.pdf

また、地方公共団体は、認定自主回収・再資源化事業者と連携し、住民の意識を向上するべく、住民に対して適切な分別方法や回収拠点の場所等について周知を行うことが望ましい。

ただし、認定を受けた場合であっても、自主回収・再資源化事業を行う者が、例えば廃棄物処理法の処理基準が適用されること、また施設の許可も必要であることなどは従前通りである。国が自主回収・再資源化事業計画の認定若しくは変更の認定を行ったとき又は変更の届出を受けたときは、関係の都道府県及び市区町村に通知を行うこととしているが、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理業者の指導監督権限を有する都道府県及び市区町村におかれては、使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分に当たって不適正な処理が行われることがないように、認定自主回収・再資源化事業者及びその受託者に対して改善命令等の適切な指導監督をされたい。

（６）排出事業者の排出抑制及び再資源化等について

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、排出事業者が取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めた。なお、排出事業者の判断基準についてのみ、条文上、リサイクルのみを意味する「再資源化」ではなく熱回収を含めた「再資源化等」と規定されている。

判断基準においては、可能な限りの3Rを促し、周辺地域において再資源化事業者が存在しない等再資源化を実施できない場合には熱回収すること、その場合も可能な限り効率の良い熱回収を行うこと等を定めている。

判断基準の詳細や、排出抑制及び再資源化等に関する先行事例については、「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き」（令和4年3月）を御参照いただきたい。

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/haisyutujigyousya.pdf>

（７）排出事業者等による再資源化について

排出事業者又は複数の排出事業者から委託を受けた再資源化事業者の再資源化計画を国が認定した場合に、個々の自治体での廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設けた。

申請手続の詳細については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き」（令和4年

3月)を御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/recycle/Haisyutsu_JigyoukeikakuNintei.pdf

ただし、認定を受けた場合であっても、再資源化事業を行う者が、例えば廃棄物処理法の処理基準が適用されること、また施設の許可も必要であることなどは従前通りである。国が再資源化事業計画の認定若しくは変更の認定を行ったとき又は変更の届出を受けたときは、関係の都道府県等に通知を行うこととしているが、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理業者の指導監督権限を有する都道府県等におかれても、プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分に当たって不適正な処理が行われることがないように、認定再資源化事業者及びその受託者に対して改善命令等の適切な指導監督をされたい。

2. 容器包装リサイクル法について

(1) 施行状況

容器包装リサイクル法は、消費者による分別排出、市区町村による分別収集、事業者による再商品化等の連携協働の取組で進展してきた。

令和2年度の市区町村の分別収集の実施率（全市区町村に対する分別収集実施市区町村の割合）は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器段ボール製容器で9割を超え、白色トレイを除いたプラスチック製容器包装は66.9%、紙製容器包装は34.8%、飲料用紙製容器は71.9%だった。分別収集量については、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症に伴い、大きく伸びた品目もみられた。

<参考資料>

令和2年度容器包装リサイクル法に基づく市区町村の分別収集等の実績について

<https://www.env.go.jp/press/110716.html>

(2) 第10期市区町村分別収集計画及び都道府県分別収集促進計画の策定について

容器包装リサイクル法第8条に規定する市区町村分別収集計画及び第9条に規定する都道府県分別収集促進計画については、3年ごとに、5年を一期として策定するものとされている。

令和5年度は第10期計画（令和5～9年度）の始期にあたることから、各市区町村及び各都道府県において令和5年4月を始期とする第10期の市区町村分別収集計画及び都道府県分別収集促進計画を策定する必要があり、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく第10期の市区町村分別収集計画及び都道府県分別収集促進計画の策定について」（環循総発第22041922号令和4年5月20日環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長通知）を發出し、「市区町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）」を公表したところ。

https://www.env.go.jp/recycle/yoki_work/dd_3_docdata/pdf/sakutei_tebiki_v10.1.pdf

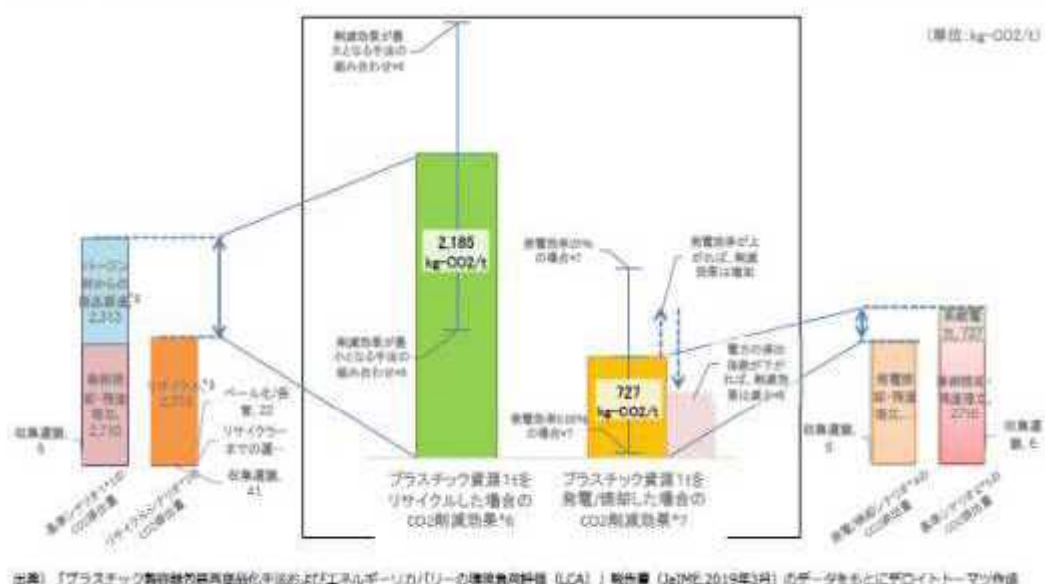
各都道府県においては、上記を御参照いただくとともに、貴管下市区町村に対する適切な指導、周知等の徹底を図られたい。

(3) プラスチック製容器包装のリサイクルの効果

容器包装リサイクル制度に基づき、市区町村が容器包装を分別収集・選別保管し、再商品化につなげることで、容器包装が再商品化されない場合に比べて、一定量の温室効果ガスの削減に寄与してきた。市区町村が分別収集したプラスチック資源を容器包装リサイクルルートでリサイクルした場合の温室効果ガス削減効果は、同量を市区町村の焼却施設において発電/焼却した場合の温室効果ガス削減効果の2倍以上となっていることから、分別収集参加市区町村の拡大等

により、更なる温室効果ガスの削減効果の積み増しが期待される。

- 家庭から排出されるプラスチック資源については、主に、①容器包装リサイクル制度に基づくリサイクル、または②焼却施設における発電/焼却のいずれかにより処理。
- 容器包装リサイクルルートでリサイクルした場合のCO2削減効果は、同量を自治体の焼却施設において発電/焼却した場合のCO2削減効果の2倍以上。なお、これは熱回収のうち自治体が発電/焼却した場合について分析した結果を示したものの。



- *1 基準シナリオ1：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋単純焼却＋残渣埋立＋バージン材からの製品製造のCO2排出量
- *2 リサイクルシナリオ：プラスチック資源の収集運搬＋パール化/保管＋リサイクラーまでの運搬＋リサイクル＋残渣処理のCO2排出量
- *3 マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの手法、比率は、容器包装リサイクル協会のH29実績をもとに算出、マテリアルリサイクルのパレットの比率は生産量（出典：日本パレット協会）のデータを元に算出
- *4 発電/焼却シナリオ：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋発電焼却（発電効率12.81%：H28年度の焼却施設の平均）＋残渣埋立のCO2排出量
- *5 基準シナリオ2：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋単純焼却＋残渣埋立＋系統電力のCO2排出量
- *6 算出値はリターナブルパレット（新規木材代替）、リターナブルパレット（新規樹脂代替）及び再生樹脂（コンパウンド代替率=0.5）と、ガス化（アンモニア製造）及びコークス炉化学原料化を販売量（R1実績）で按分して算出。最大・最小となる手法の組み合わせは、それぞれ、再生樹脂（コンパウンド代替率=1）とコークス炉化学原料化の場合で3,129kg-CO2/t、リターナブルパレット（新規木材代替）と油化の場合で931kg-CO2/t
- *7 算出値は、平成28年度の市区町村のごみ焼却施設の発電効率の平均値（12.8%、727 kg-CO2/t）として算出。最大の場合は25%、1,430kg-CO2/t、最小の場合は0.08%（平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査の焼却施設）
- *8 将来的に再生可能エネルギーの割合が増え、電力の排出係数が下がることが考えられる。（報告書内の算出方法とは異なるためあくまで参考値だが、仮に同様の電力（1.25kWh）に2030年度の排出係数目標で

ある 0.37kg-CO₂/kWh（出典：電気事業連合会ほか）を乗じると CO₂ 削減効果は 463kg-CO₂/t となる）

（４）使用済ペットボトル等の指定法人等への円滑な引渡しについて

使用済ペットボトル等については、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成 18 年 12 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号。以下「基本方針」という。）により、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であるとされている。また、基本方針において、指定法人等以外の事業者を引き渡す場合にあつては、その事業者の適格性を厳格に審査することに加えて、当該事業者が適正に再商品化等の処理を行っていることについて、現場確認その他の適切な方法による確認をするとともに、住民に対し正確な情報提供をする必要があるとしている。

なお、当該指定法人等以外の事業者が引き受けた使用済みペットボトル等を海外に輸出する場合は、当該使用済みペットボトル等の状態によって、バーゼル法及び廃棄物処理法の輸出規制の対象となる可能性があることに留意が必要。市区町村におかれては、引き渡すプラスチックが輸出される場合においては、輸出者にバーゼル法及び廃棄物処理法の規制を遵守するよう指導されたい。

また、飲料製造事業者等と市区町村が協定等に基づき、使用済ペットボトルを新たなペットボトルに再利用するボトル to ボトルの取組等を行う場合においては、基本方針に基づき、市区町村が現場確認その他の適切な方法により処理の状況を確認し、住民に対し情報提供をするとともに、プラスチック資源循環法の施行も踏まえ、飲料製造事業者や小売事業者等と協力して、店頭回収の活用やオフィスビル等から排出される使用済ペットボトルのリサイクルの質の向上など地域における包括的な取組内容とすることが望ましい。

3. 家電リサイクル法について

(1) 施行状況

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、小売店等による廃家電の引取り、製造業者等によるリサイクルの実施等に関し、都道府県、市区町村を始めとする関係団体等の御協力の下、着実に施行されているところである。

令和 2 年度に全国の指定引取場所で引き取られた家電 4 品目は合計約 1,602 万台（前年度比約 8.4%増）であった。

また、令和 2 年度における製造業者等の再商品化率は、エアコン 92%、ブラウン管式テレビ 72%、液晶・プラズマテレビ 85%、冷蔵庫・冷凍庫 81%、洗濯機・衣類乾燥機 92%であった。再商品化の実績は引き続き家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回っている。

製造業者等や小売業者、市区町村、国、消費者が廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なりサイクルを推進していくため、平成 27 年 3 月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定した。

回収率については、（適正に回収・リサイクルされた廃家電の台数）／（出荷台数）で算出することとしており、平成 25 年度には 49%であった回収率を平成 30 年度までに 56%以上とする目標を達成するため、平成 28 年 3 月に、各主体の取組をまとめたアクションプランを作成し、各種取組を行ったところである。

令和 2 年度の回収率は 64.8%であった。貴都道府県におかれては、アクションプランに基づいた回収率目標達成に向けた取組を引き続き進めていただきたい。

さらに、令和 3 年 4 月より、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG合同会合において、家電リサイクル制度の見直しの審議を開始した。合同会合で取り上げられた家電リサイクル制度における課題・論点としては、「対象品目」、「家電リサイクル券の利便性向上」、「多様な販売形態をとる小売業者への対応」、「社会状況にあわせた回収体制の確保・不法投棄対策」、「回収率の向上」、「再商品化等費用の回収方式」、「サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラル」であり、それらの具体的な対策も報告書案としてとりまとめている。現在、報告書案に対する意見のとりまとめ作業を進めている。

<参考資料>

令和 2 年度における家電リサイクル実績について

<http://www.env.go.jp/press/109711.html>

家電リサイクル制度評価検討小委員会の資料について

(2) 小売業者の引取義務外品の回収体制構築について

買換えの場合及び自ら過去に販売した家電4品目については、小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課されていない廃家電（いわゆる「小売業者の引取義務外品」）の回収体制が構築されていない場合は、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがある。このため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村が、地域の実情に応じて小売業者や廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を構築する必要がある。家電リサイクル法施行後21年が経過しており、小売業者の義務外品の回収体制の構築および小売業者に引取義務が課せられている廃家電の排出方法の周知のいずれもが完了している市区町村は令和3年1月時点で全体の86.1%と、全国的に取組が広がりつつあるが、人口規模の小さい自治体ほど回収体制が構築されていない状況となっている。

また、環境省では、すべての市区町村において回収体制が構築されるよう、平成27年3月に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を作成し、都道府県を通じて市区町村に提供しているところである。

貴都道府県におかれては、貴管内の小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていない市区町村に対し、当該ガイドラインに基づく回収体制の構築について、周知と協力をお願いしたい。

<参考資料>

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep_201503.pdf

人口規模別の義務外品の回収体制の構築状況（令和3年1月末時点）

		小売業者に引取義務が課せられていない廃家電の回収体制を構築している市区町村数 (廃家電排出方法の周知も適切になされている) (A)	全市区町村数 (B)	全市区町村に占める割合 (%) (A/B)
市区町村数(件)		1,499 (1,450)	1,741 (1,741)	86.1% (83.3%)
政令市		20 (20)	20 (20)	100.0% (100.0%)
中核市		58 (54)	58 (54)	100.0% (96.3%)
一般市	15万人以上	83 (87)	83 (88)	100.0% (98.9%)
	10万人以上 15万人未満	102 (99)	104 (102)	98.1% (97.1%)
	10万人未満	491 (477)	527 (527)	93.2% (90.5%)
特別区		23 (23)	23 (23)	100.0% (100.0%)
町村	1万人以上	363 (355)	411 (421)	88.3% (84.3%)
	1万人未満	359 (335)	515 (506)	69.7% (66.2%)
人口(万人)		12,389 (12,317)	12,693 (12,771)	97.6% (96.4%)

(3) 不適正処理に対する取締りについて

消費者による廃家電の適正排出を促進していくためには、関係主体がそれぞれの立場を最大限活用し、連携しながら普及・啓発を実施する必要がある。貴都道府県におかれては、違法な不用品回収業者に排出されることなく、消費者により、法や自治体の定める適正なルートに排出されるよう、貴管内市区町村に対して、引き続き廃家電の適正排出の啓発を実施していただくとともに、今後、各主体が普及啓発を実施する際には、御協力頂くようお願いしたい。

また、使用済家電の適正な処理を担保し、適切にリサイクル料金を負担している者との公平性や、国内のリサイクルの形骸化、海外での環境汚染に繋がらないよう、貴都道府県におかれては、貴管内の市区町村と連携し、警察などの関係機関に協力を求めつつ違法な不用品回収業者やヤード業者、その他不適正処理を行う業者の指導取締りをお願いしたい。

上記の取組を推進するため、昨年度には違法な不用品回収業者対策のためのセミナーを実施(Webで計2回開催)した。今年度も開催を予定しているため、是非、参加いただきたい。

(4) 不法投棄・離島対策等の状況について

令和2年度の廃家電4品目の不法投棄台数(推計値)は、エアコンが約1,200台(構成比2.3%)、ブラウン管式テレビが約15,500台(同29.2%)、液晶・プラズマテレビが約16,300台(同30.6%)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が約11,700台(同22.0%)、電気洗濯機・衣類乾燥機が約8,400台(同15.9%)で、4品目合計では約53,300台(前年度から増加)となった。

<参考資料>

令和2年度廃家電の不法投棄等の状況について
<http://www.env.go.jp/press/110788.html>

また、一般財団法人家電製品協会が実施している不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力については、令和2年度まで実施されることとなっていたが、引き続き両事業協力を実施するよう環境省及び経済産業省から一般財団法人家電製品協会に要請し、令和5年度まで実施されることとなった。

不法投棄された廃家電の処理費用の負担軽減や離島地域における廃家電の製造業者等への引渡しに関する負担軽減となることから、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本事業の積極的活用を御検討いただくよう周知をお願いしたい。

<参考資料>

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力（家電製品協会HP）

<https://www.aeha.or.jp/recycle/>

（５）家電４品目を取り扱う廃棄物処分業者等の実態把握

家電４品目の処分を行う者は、廃棄物処理法に基づく処理基準（「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として大臣が定める方法」（平成11年6月厚生省告示第148号））を遵守する必要があり、この処理基準は、家電リサイクル法の再商品化義務者である家電メーカーやその委託先のプラントのほか、廃棄物処分許可業者についても当然適用される。

また、家電メーカーに対して、家電リサイクルの質を担保していく観点から、部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について示したガイドラインを平成27年1月に策定したところであるが、当該ガイドラインは廃棄物処分許可業者においても遵守することが望ましい。

都道府県におかれては、家電４品目の処分を行う廃棄物処分許可業者について、その実態を把握するとともに、処理基準が遵守されているか、処理基準を満たすための設備が導入されているか等について、指導、監督をお願いしたい。

また、平成29年の廃棄物処理法改正により追加された有害使用済機器の再生又は処分についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2第1号から第4号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成30年3月環境省告示第10号）において同様の処理基準が定められているところ、都道府県におかれては、実態の把握及び指導、監督をお願いしたい。

特に、廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）処分許可業者と有害使用済機器を保管及び処分する事業者のうち、都道府県と市区町村から廃家電を取り扱っている可能性がある」と情報提供があった事業者へのアンケート調査について、合同会合で、回答のない事業者では適正な処理ができていないのではないかと指摘を受けていることから、そうした事業者の実態の把握及び指導、監督をお願いしたい。

<参考資料>

再商品化率の引き上げと高度なりサイクルの促進について

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-33/mat04.pdf>

再商品化率等ガイドラインの概要について

http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05_3.pdf

4. 小型家電リサイクル法について

(1) 施行状況

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)が平成25年4月1日に施行された。小型家電リサイクル法附則に基づき、施行後5年が経過したことを踏まえ、平成31年3月から令和2年5月まで、中央環境審議会・産業構造審議会の合同審議会(以下、「審議会」という。)において施行状況の評価・検討を行い、その結果を踏まえて、令和2年8月に「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を公表したところである。

使用済小型家電の回収量については、平成29年度には7万8千トン、平成30年度は約10万トンと増加しているが、小型家電リサイクル法に基づく基本方針(令和3年3月1日改正)における回収目標「令和5年度までに年間回収量14万トン」の達成に向けては更なる取組の促進が必要である。

市町村の参加状況については、参加又は参加の意向を示した市町村が、全国1,741市町村(特別区含める)のうち、昨年度の調査(令和2年5月25日時点)によれば人口ベースで約94%となるなど、市町村による取組が広まっていることを示す結果となった。

今後、環境省としては、市町村のより効率的・効果的な回収スキームの構築に向けた支援を進め、一人当たり回収量の向上に努めて参りたい。引き続き、都道府県等におかれても協力をお願いしたい。

<参考資料>

小型家電リサイクル法関係資料

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>

中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会(第21回)資料

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/3%20sekoujyoukyou.pdf>

小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(令和2年8月公表)

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/114485.pdf>

(2) 基本方針の改正について

環境省、経済産業省では、前(1)における審議会の検討結果に基づき、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」について、令和2年11月26日から同年12月25日までパブリックコメントを実施し、その結果も踏まえ、改正した基本方針を令和3年3月1日に公表した。改正内容の概要については以下のとおりである。

市町村におかれては、近年幅広く使用されるリチウムイオン電池使用製品等の処理に関して、火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらいメリット等も考慮しながら、改めて小型家電リサイクル制度への取組に協力いただくようお願いしたい。

【使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標】

- 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量について、令和5年度までに1年当たり14万トン回収する目標に変更。

【使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項】

- 国は、市町村の参加及び回収量の多い回収方法の採用を促すため、効率的な収集・運搬の社会実装に向けた支援を行うとともに、優良事例の横展開に向けた事例の整理や周知等に取り組むべきことを明示。
- 市町村は、使用済小型家電の回収がリチウム蓄電池使用製品等の安全な処理等につながることも踏まえた適切な回収の推進に努めること、住民に対して、適切な分別方法や回収拠点の場所等の周知を行うとともに、認定事業者や小売店等と連携し、回収拠点の設置数の計画的な拡大と地域特性に応じた最適な回収方法を選択する必要性があることを明示。
- 市町村は、使用済小型家電の回収が当該市町村における処理費用の削減可能性があること等も踏まえ、分別回収に伴う財政的な便益の評価を行うとともに、リチウム蓄電池等に起因する火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらい便益も整理の上、回収方法の採用可否を総合的に判断する必要があることを明示。
- 小売業者は、消費者への適正な排出方法の周知に協力することが求められることを明示。
- 製造業者は、消費者に対し、小型電子機器等にリチウム蓄電池が使用されているかどうか情報提供に努める必要があることを明示。
- 認定事業者は、回収方法の多様化、回収拠点等の拡充やリチウム蓄電池等を安全に処理できる体制を構築し、より多くの資源を回収することが求められることを明示。
- 各関係主体は、小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションに努めるべきであり、また、国は、当該コミュニケーションを促進

すべきであることを明示。

【個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項】

- リチウム蓄電池使用製品等の安全処理について、認定事業者が安全な処理体制を構築することの社会的意義を認めた上で、関係者が支えていくことが重要であることを明示。

(3) 回収量拡大に向けた市町村への支援について

環境省では平成 28 年度から市町村における小型家電リサイクルの拡大及び採算性確保に向けた市町村支援事業を実施している。本事業は、これまでに蓄積されたノウハウを活かし、各市町村の現在の取組状況のヒアリングや、清掃工場等の現場確認、小型家電リサイクルに係わる費用便益の分析等を行うことで個別の市町村の状況を十分に把握した上で、対策メニューを提案するものであり、積極的に御活用いただきたい。

また、支援事業等で得られた優良事例や、都道府県が市町村に対して実施している支援の取組の優良事例については、平成 30 年度にそれぞれ「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」及び「小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集」として取りまとめ、環境省ホームページで公開している。これらの事例も参考に、各市町村に合った小型家電リサイクルについてご検討いただきたい。

さらに、市町村の小型家電リサイクル事業の費用便益を簡便に計算することを目的として、費用便益分析ツールを作成し、環境省ホームページで公開している。このツールを活用し、上述の火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらいメリットと併せて、小型家電リサイクルにおける経済合理性の観点を踏まえ、取組の促進をお願いしたい。

市民への広報普及については、市町村から配布されるごみカレンダーや広報誌等の効果が大きいことが分かっており、積極的にこれらの媒体を活用するよう協力をお願いしたい。また、今年度はリチウムイオン電池等による火災発生の注意喚起のための啓発動画を作成するとともに、学校教育で実際に活用できる資料教材の「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」においても当該動画を追加するので住民への普及啓発に積極的に活用いただきたい。

<参考資料>

市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf>

小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集

<http://www.env.go.jp/recycle/recycle/recycling/raremetals/kodenzireisyu.pdf>

市町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/bunseki.xlsx>

小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/kodenzyugyo.html>



「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」

(4) 個人情報保護対策の適切な実施について

使用済小型電子機器等の中には、個人情報記録されているものもあるため、個人情報の保護対策に配慮する必要がある。特に他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパソコンや携帯電話・PHS 端末については、十分な配慮が必要である。これらの品目を回収する場合には、消費者に対して個人情報を消去したうえで排出することを周知徹底するとともに、収集時及び保管時においても、施錠できる場所で保管する等の適切な個人情報保護対策を講ずるよう、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

なお、小型家電リサイクル制度では、それぞれの実情に合わせた形で市町村毎に回収品目や回収方法を定めているところだが、改めて各市町村におかれては「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」を参照いただき、適切に個人情報保護対策を講じたうえで、積極的に小型家電リサイクルに取り組んでいただきたい。

<参考資料>

使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/gaidorain30-06.pdf>

(5) 認定事業者以外の再資源化事業者との契約について

「市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン」では、適正な再資源化が可能であると各市町村において判断できる場合には、小型家電リサイクル法第5条に規定する「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」（以下「その他適正な者」という。）へ小型家電を引き渡すことも可能とされている。一方で、認定事業者と同様に「適正な再資源化」がなされているかどうか、市町村で御確認頂く必要があるので、御注意頂きたい。

その他適正な者の「適正性」の確認のため、残渣の処理先、当該事業者が再資源化した金属等の重量¹等について、御確認いただく必要がある。平成31年3月に改定した「市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン」（以下、「契約ガイドライン」という。）において、適正性の確認方法をチェックリスト形式で示しているのので、御参照頂きたい。

また、その他適正な者との契約に当たっては、適切に再資源化を実施し得る者を選定できるよう契約ガイドラインに沿った入札方式を採用いただきたい。

以上について、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

<参考資料>

市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_agree140425.pdf

(6) 携帯電話、パソコンの回収促進について

携帯電話やパソコンはメーカー等による自主回収のスキームも既に実施されているが、様々な排出方法を選択できることによる消費者の利便性向上、さらに、高品位品であるため回収量増加により事業採算性の確保が期待できることから、各市町村におかれても積極的に小型家電リサイクル法に基づく回収を行っていただきたい。

特にパソコンについては、「4. パソコン及び小型充電式電池のリサイクルについて」において後述のとおり、メーカーによる自主回収が従来から実施されてきたことから、小型家電リサイクル法に基づく回収の対象品目に含めていない市区町村が少なくない。こうした背景から、環境省では平成28年11月11日付け事務連絡において各市区町村に対し、回収対象品目にパソコンを追加することを検討いただく様にお願いした。

¹ 認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡数量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができる。